

根拠法令

- ・労働安全衛生法施行令(昭和47年8月19日政令第318号) 第十六条・別表第三・別表第六の二
- ・特定化学物質障害予防規則(昭和47年9月30日労働省令第39号) 別表第一・第二
- ・有機溶剤中毒予防規則(昭和47年9月30日労働省令第36号) 第一条

(参考サイト) 安衛法 特定化学物質・有機溶剤・鉛化合物リスト

<https://w3.u-ryukyu.ac.jp/vakuhin/yukitokka.html>

別表

学内で使用されている頻度が高い物質 歯科対象物質

No	記号番号	官報告示名	別名	特別管理物	特別有機溶	がん原性物質	毒劇物	学内使用量	特記事項
1	[禁]1	黄りんマッチ							
2	[禁]2	ベンジジン及びその塩							
3	[禁]3	4-アミノジフェニル及びその塩							
4	[禁]4	石綿							
5	[禁]5	4-ニトロジフェニル及びその塩							
6	[禁]6	ビス(クロロメチル)エーテル							
7	[禁]7	β -ナフチルアミン及びその塩							
8	[禁]8	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の5%を超えるもの							
9	[特1]1	ジクロロベンジジン及びその塩		特管					
10	[特1]2	α -ナフチルアミン及びその塩		特管					
11	[特1]3	塩素化ビフェニル	PCB						
12	[特1]4	o-トリジン及びその塩		特管					
13	[特1]5	ジアニシジン及びその塩		特管					
14	[特1]6	ベリリウム及びその化合物		特管					
15	[特1]7	ベンゾトリクロリド		特管		がん原生			
16	[特2]1	アクリルアミド				がん原生	劇物	多い	
17	[特2]2	アクリロニトリル				がん原生	劇物		
18	[特2]3	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)					毒物		
19	[特2]3の2	インジウム化合物		特管					
20	[特2]3の3	エチルベンゼン		特管	特有				1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
21	[特2]4	エチレンイミン		特管					
22	[特2]5	エチレンオキシド		特管		がん原生	劇物	特に多い	
23	[特2]6	塩化ビニル		特管					
24	[特2]7	塩素					劇物		
25	[特2]8	オーラミン		特管					
26	[特2]8の2	o-トルイジン		特管					平成29年1月改正により追加
27	[特2]9	o-フタロジニトリル							
28	[特2]10	カドミウム及びその化合物				がん原生	劇物		
29	[特2]11	クロム酸及びその塩		特管			劇物	多い	
30	[特2]11の2	クロロホルム		特管	特有		劇物	特に多い	1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
31	[特2]12	クロロメチルメチルエーテル		特管					
32	[特2]13	五酸化バナジウム					劇物		
33	[特2]13の2	コバルト及びその無機化合物		特管					
34	[特2]14	コールタール		特管					
35	[特2]15	酸化プロピレン		特管					
36	[特2]16	シアン化カリウム					毒物		
37	[特2]17	シアン化水素					毒物		
38	[特2]18	シアン化ナトリウム					毒物		
39	[特2]18の2	四塩化炭素		特管	特有		劇物		1重量%を超える製剤は特別有機溶剤

No	記号番号	官報告示名	別名	特別管理物	特別有機溶	がん原性物質	毒劇物	学内使用量	特記事項
40	[特2]18の3	1,4-ジオキサン		特管	特有			多い	1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
41	[特2]18の4	1,2-ジクロロエタン	二塩化エチレン	特管	特有				1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
42	[特2]19	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン		特管					
43	[特2]19の2	1,2-ジクロロプロパン		特管	特有				1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
44	[特2]19の3	ジクロロメタン	二塩化メチレン	特管	特有			特に多い	1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
45	[特2]19の4	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト	DDVP	特管			劇物		
46	[特2]19の5	1,1-ジメチルヒドラジン		特管			毒物		
47	[特2]20	臭化メチル					劇物		
48	[特2]21	重クロム酸及びその塩		特管			劇物	多い	
49	[特2]22	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)					毒物		
50	[特2]22の2	スチレン		特管	特有				1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
51	[特2]22の3	1,1,2,2-テトラクロロエタン	四塩化アセチレン	特管	特有				1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
52	[特2]22の4	テトラクロロエチレン	パークロロエチレン	特管	特有				1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
53	[特2]22の5	トリクロロエチレン		特管	特有			多い	1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
54	[特2]23	トリレンジイソシアネート							
55	[特2]23の2	ナフタレン		特管				多い	平成27年法改正により追加
56	[特2]23の3	ニッケル化合物(24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)		特管					
57	[特2]24	ニッケルカルボニル		特管			劇物		
58	[特2]25	ニトログリコール							
59	[特2]26	p-ジメチルアミノアゾベンゼン		特管					
60	[特2]27	p-ニトロクロロベンゼン							
61	[特2]27の2	砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)		特管			毒物		ヒ素
62	[特2]28	弗化水素					毒物	多い	フッ化水素
63	[特2]29	β -プロピオラクトン		特管					
64	[特2]30	ベンゼン		特管				多い	
65	[特2]31	ペンタクロロフェノール及びそのナトリウム塩	PCP	特管		がん原生	劇物		
66	[特2]31の2	ホルムアルデヒド		特管			劇物	特に多い	
67	[特2]32	マゼンタ		特管					
68	[特2]33	マンガン及びその化合物		特管					令和3年3月改正により、塩基性酸化マンガンも対象に

No	記号番号	官報告示名	別名	特別管理物	特別有機溶	がん原性物質	毒劇物	学内使用量	特記事項
69	[特2]33の2	メチルイソブチルケトン		特管	特有				1重量%を超える製剤は特別有機溶剤
70	[特2]34	沃化メチル					劇物		ヨウ化メチル
71	[特2]34の2	溶接ヒューム							令和3年法改正により追加
72	[特2]34の3	リフラクトリーセラミックファイバー	RCF						平成27年法改正により追加
73	[特2]35	硫化水素					劇物		
74	[特2]36	硫酸ジメチル				がん原生	劇物		
75	[特2]37	エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン又は有機溶剤を含有する製剤その他の物。ただし、次(右)に掲げるものを除く。(略)							
76	[特3]1	アンモニア					劇物	多い	
77	[特3]2	一酸化炭素							
78	[特3]3	塩化水素	塩酸				劇物	特に多い	
79	[特3]4	硝酸					劇物	特に多い	
80	[特3]5	二酸化硫黄							
81	[特3]6	フェノール					劇物	特に多い	
82	[特3]7	ホスゲン					劇物		
83	[特3]8	硫酸					劇物	特に多い	
84	[有]1	アセトン						特に多い	
85	[有]2	イソブチルアルコール							
86	[有]3	イソプロピルアルコール						特に多い	
87	[有]4	イソペンチルアルコール	イソアミルアルコール						
88	[有]5	エチルエーテル						特に多い	
89	[有]6	エチレングリコールモノエチルエーテル	セロソルブ						
90	[有]7	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	セロソルブアセテート						
91	[有]8	エチレングリコールモノ-n-ブチルエーテル	ブチルセロソルブ						
92	[有]9	エチレングリコールモノメチルエーテル	メチルセロソルブ						
93	[有]10	o-ジクロロベンゼン							
94	[有]11	キシレン					劇物	特に多い	
95	[有]12	クレゾール					劇物		
96	[有]13	クロロベンゼン							
97	[有]15	酢酸イソブチル							
98	[有]16	酢酸イソプロピル							
99	[有]17	酢酸イソペンチル	酢酸イソアミル						
100	[有]18	酢酸エチル					劇物	特に多い	
101	[有]19	酢酸n-ブチル							
102	[有]20	酢酸n-プロピル							
103	[有]21	酢酸n-ペンチル	酢酸n-アミル						
104	[有]22	酢酸メチル							
105	[有]24	シクロヘキサノール							
106	[有]25	シクロヘキサノン							
107	[有]28	1,2-ジクロロエチレン	二塩化アセチレン						
108	[有]30	N,N-ジメチルホルムアミド				がん原生		多い	
109	[有]34	テトラヒドロフラン						多い	
110	[有]35	1,1,1-トリクロロエタン				がん原生			
111	[有]37	トルエン					劇物	多い	
112	[有]38	二硫化炭素					劇物		
113	[有]39	ノルマルヘキサン						特に多い	
114	[有]40	1-ブタノール							
115	[有]41	2-ブタノール							
116	[有]42	メタノール					劇物	特に多い	
117	[有]44	メチルエチルケトン					劇物		
118	[有]45	メチルシクロヘキサノール							
119	[有]46	メチルシクロヘキサノン							
120	[有]47	メチル-n-ブチルケトン							
121	[有]48	ガソリン							
122	[有]49	コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む。)							

No	記号 番号	官報告示名	別名	特別 管理物	特別 有機溶	がん原 性物質	毒劇物	学内使用 量	特記事項
123	[有]50	石油エーテル						多い	
124	[有]51	石油ナフサ							
125	[有]52	石油ベンジン							
126	[有]53	テレピン油							
127	[有]54	ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)							

酸健診(歯科検診対象)

200	[特3]3	塩酸
201	[特3]4	硝酸
202	[特3]8	硫酸
203	—	亜硫酸
204	[特2]28	弗化水素
205	[禁]1	黄リン
206		その他歯又はその支持組織に有害な物

凡例

	記号	説明	例
1	[禁]	施行令第16条に掲げる製造等禁止物質のこと	[禁]1・・・施行令第16条第1号 黄りんマッチ
2	[特1]	施行令別表第3第1号に掲げる第1種特定化学物質のこと	[特1]1・・・施行令別表第3第1号 1 ジクロロベンジン及びその塩
3	[特2]	施行令別表第3第2号及び特化則別表第1に掲げる第2種特定化学物質のこと	[特2]1・・・施行令別表第3第2号 1 アクリルアミド
4	[特3]	施行令別表第3第3号及び特化則別表第2に掲げる第3種特定化学物質のこと	[特3]1・・・施行令別表第3第3号 1 アンモニア
5	[有]	施行令別表第6の2及び有機則第1条2号に掲げる有機溶剤等のこと	[有]1・・・施行令別表第6の21 アセトン
6	特管	特化則第38条の3に掲げる物質のこと	
7	特有	特化則第2条3の3号に掲げる物質のこと	